

## 審　查　基　準

令和4年4月28日作成

法　令　名：警備業法
根　拠　条　項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処　分　の　概　要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法　令　の　定　め： 警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審　查　基　準：
標　準　処　理　期　間：14日（行政庁の休日は含まない）
申　　請　　先：機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署生活安全課 (係)
問　い　合　わ　せ　先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備　　考：